

令和3年度から令和7年度
原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務
調達仕様書
(案)

令和2年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房総務課情報システム室

目次

1	調達案件の概要	4
	(1) 調達件名	4
	(2) 調達の背景	4
	(3) 調達目的及び調達の期待する効果	4
	(4) 業務・情報システムの概要	5
	(5) 契約期間	6
	(6) 作業スケジュール	7
	(7) 用語集	7
2	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等	10
	(1) 調達範囲	10
	(2) 調達案件及びこれと関連する調達案件	11
	(3) 調達案件間の入札制限	11
3	情報システムに求める要件	12
4	作業の実施内容	12
	4. 1 設計・構築業務	12
	(1) 設計・構築実施計画書等の作成	12
	(2) 設計	12
	(3) 構築・テスト	12
	(4) 受入テスト支援	13
	(5) 情報システムの移行	14
	(6) 引継ぎ	14
	(7) 定例会等の実施	15
	4. 2 運用・保守業務	16
	(1) 中長期運用・保守計画の確定支援	16
	(2) 運用・保守計画及び運用・保守実施要領の作成支援	16
	(3) 定常時対応	18
	(4) 障害発生時対応	19
	(5) 運用・保守の改善提案	19
	(6) 引継ぎ	20
	4. 3 プロジェクト管理に係る業務	21
	4. 4 成果物	21
5	作業の実施体制・方法	25
	(1) 作業実施体制	25
	(2) 作業要員に求める資格等の要件	27
	(3) 作業場所	29
	(4) 作業の管理に関する要領	29
6	作業の実施に当たっての遵守事項	30
	(1) 機密保持、資料の取扱い	30
	(2) 個人情報の取扱い	31
	(3) 法令等の遵守	31
	(4) 標準ガイドラインの遵守	32
	(5) その他文書、標準への準拠	32
	(6) 規程等の説明等	32

(7) 情報システム監査.....	33
(8) セキュリティ要件.....	33
7 成果物の取扱いに関する事項.....	36
(1) 知的財産権の帰属.....	36
(2) 契約不適合責任.....	37
(3) 検収.....	38
8 入札参加資格に関する事項.....	38
(1) 競争参加資格.....	38
(2) 公的な資格や認証等の取得.....	38
(3) 受注実績.....	38
(4) 複数事業者による共同入札.....	39
(5) 入札制限.....	39
9 再委託に関する事項.....	39
(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件.....	39
(2) 承認手続.....	39
(3) 再委託先の契約違反等.....	40
10 その他特記事項.....	40
(1) 前提条件等.....	40
(2) 入札公告期間中の資料閲覧等.....	40
(3) その他.....	41
11 附属文書.....	41
(1) 別紙1 参考資料.....	41
(2) 別紙2 事業者が閲覧できる資料一覧.....	41
(3) 別添1 再委託申請書.....	41

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

令和3年度から令和7年度原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務

(2) 調達の背景

原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること(原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関することを含む。)を任務とする組織である。

現行の原子力規制委員会ネットワークシステムは、原子力規制委員会の IT 基盤として、平成 28 年度に構築・運用を開始しており、令和 3 年度(令和 4 年 1 月)に第3次原子力規制委員会ネットワークシステムへの更改を予定している。

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年 6 月 14 日閣議決定)に基づき、政府方針として、コスト削減、柔軟なりソース配分等を図るため、システム更改を契機として、取扱う情報の特性、セキュリティ水準等を踏まえつつ、クラウド・バイ・デフォルト原則、すなわち、クラウドサービスの利用を第一候補として、情報システムを導入することとされており、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房情報システム室(以下「原子力規制庁情報システム室」という。)においても当該取組を踏まえて事業を推進する。

また、デジタル・ガバメント実行計画(令和元年 12 月 20 日)に基づき策定した環境省デジタル・ガバメント中長期計画(平成 30 年 6 月 18 日環境省情報管理委員会決定)により、必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようテレワーク環境の整備を推進してきたところ、引き続き利用拡大に向けた端末台数の確保及び増加する端末の通信負荷を考慮し安定的なサービスを継続可能とするための施策を検討・実施する必要がある。

さらに、行政文書の管理においては、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成 31 年 3 月 25 日内閣総理大臣決定)にて、今後作成する行政文書の作成から保存、廃棄・移管までを一貫して電子的に管理し、体系的・効率的な管理を進め、行政文書の所在把握、履歴管理や探索を容易にするとともに、文書管理業務の効率性を向上させることが求められており、原子力規制庁情報システム室においても、先進的な技術を活用し、将来的に文書管理業務の処理の自動化できるよう拡張性を具備する。

(3) 調達目的及び調達の期待する効果

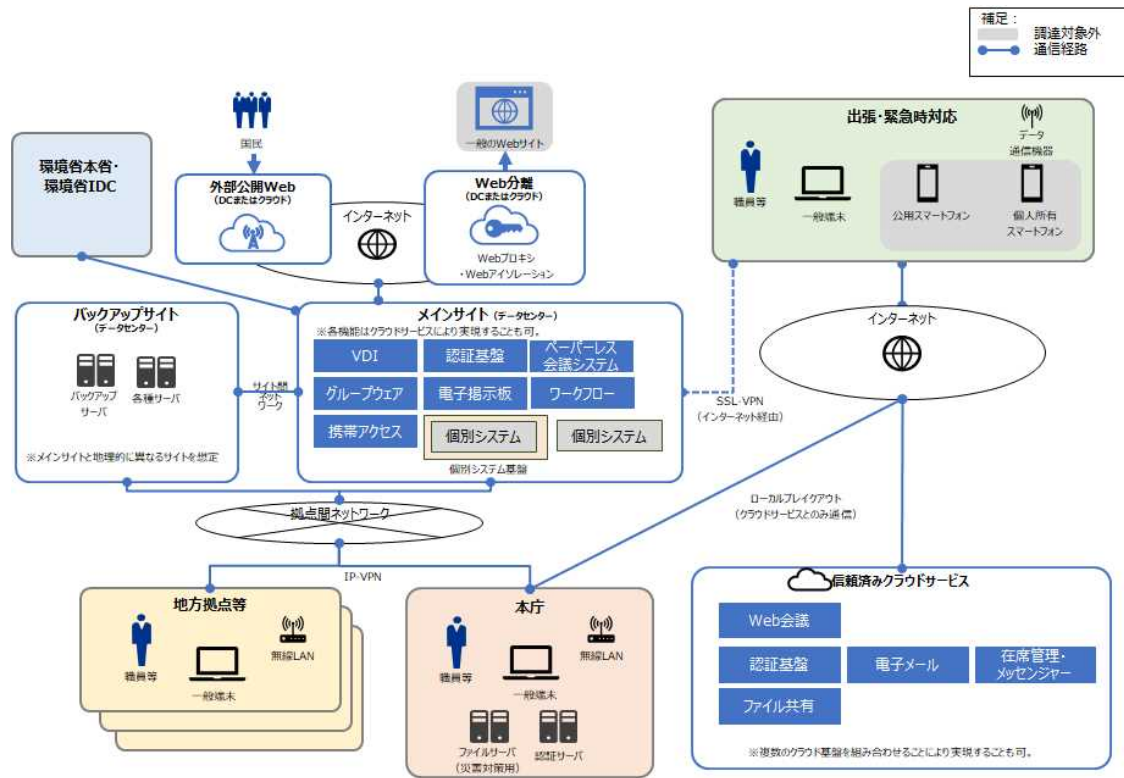
第3次システムにおいては、職員がいつでも・どこでも業務を遂行できる環境を提供し、ワークライフバランスの実現に貢献するとともに、感染症の流行や大規模な災害が発生した場合においても、行政事務が遂行できる業務継続性を実現することを目的とする。その目的の実現のために、クラウドサービスや先進的かつ実績のある技術を適切に活用するものとする。また、文書管理機能を有するクラウドサービスを活用し、将来的に行政文書の所在の把握や更新履歴の管理を効率的に行えるよう、拡張性を備える。さらに、庁舎内のネットワークを無線化することで、ペーパーレス化を推進し、業務の効率化を図る。一方で、デジタル化とクラウド化に対応したセキュリティ対策を推進し、外部からの不正アクセスや意図しない情報

37 漏洩を未然に防止できるよう、柔軟かつ堅牢な基盤システムを実現する。

38 上記に加え、原子力規制委員会が別途構築・運用している解析業務用ネットワークシステム及びクロー
39 ズドネットワークシステムについて、第3次システムの構築に併せて統合を推進する。具体的には、原子
40 力規制委員会ネットワークシステムの業務請負者が解析業務用ネットワークシステム及びクローズドネ
41 トワークシステムの運用業務を提供する。また、将来的に解析業務用ネットワークシステム及びクローズド
42 ネットワークシステムを原子力規制委員会ネットワークシステムに統合できるよう、ネットワークの拡張性
43 を備える。

44
45 (4) 業務・情報システムの概要

46 原子力規制委員会ネットワークシステムの概要は次の図のとおりである。
47



48
49
50 図 1 システム構成

51 なお、将来的に解析業務用ネットワークシステム及びクローズドネットワークシステムを原子力
52 規制委員会ネットワークシステムに統合するにあたり、ネットワークの構成案は以下を想定してい
53 る。

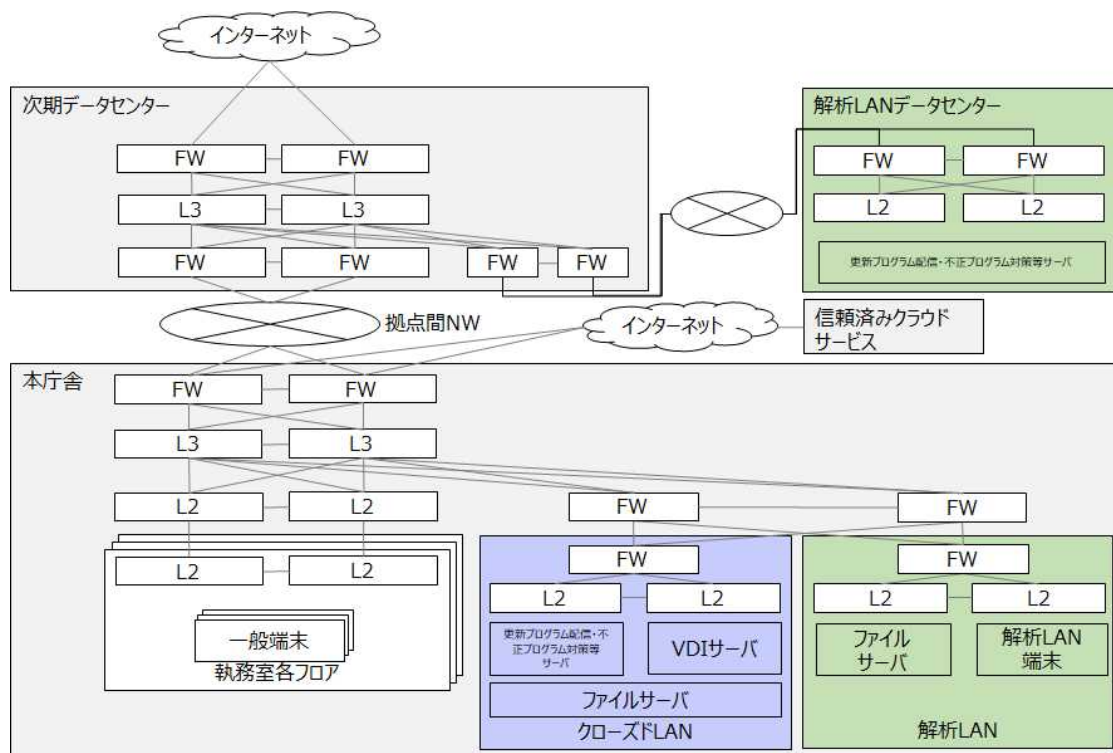


図 2 ネットワーク統合の構成案

55
56
57
58
59
60
61

(5) 契約期間

契約締結日から令和7年12月31日までとする。なお、賃貸借期間はシステムの運用開始日から令和7年12月31日までとする。

62

63

(6) 作業スケジュール

64

作業スケジュールは次のとおり想定している。



65

66

図 3 作業スケジュール

67

68

(7) 用語集

69

本書で使用する用語の定義を以下に示す。

70

71

表 1 用語集

No.	分類	用語	定義
1	システム名	原子力規制委員会 ネットワークシステム (行政 LAN)	原子力規制庁本庁及び全国に所在する地方拠点 を結び、庁内の IT 基盤として原子力規制庁職 員等利用者にサービスを提供するためのシステ ム
2		現行行政 LAN	平成 28 年 1 月に運用を開始した原子力規制委員 会における庁内ネットワークシステムの総称
3		第 3 次行政 LAN	令和 4 年 1 月から運用開始を予定している、本業 務請負者が設計・構築・保守を実施する、原子力 規制庁における庁内ネットワークシステムの総称
4		外部公開 Web サービス	個別システムのひとつである原子力規制委員会 のホームページシステムが提供するサービスの こと 原子力規制委員会ネットワークシステムはホーム ページシステムにネットワーク機能を提供する
5		個別システム	原子力規制庁の各課室が所管する個別の施策 等を実現するために利用しているシステムの総称
6	データセンタ	現行データセンタ	現行の原子力規制委員会ネットワークシステムに おけるデータセンタの総称
7		現行データセンタ	現行データセンタにおけるメインサイト

No.	分類	用語	定義
		(メインサイト)	
8		現行データセンタ (バックアップサイト)	現行データセンタにおけるバックアップサイト
9		次期データセンタ	次期原子力規制委員会ネットワークシステムでデータセンタを構築する場合におけるデータセンタの総称
10		次期データセンタ (メインサイト)	次期データセンタにおけるメインサイト
11		次期データセンタ (バックアップサイト)	次期データセンタにおけるバックアップサイト
12	端末	一般端末	職員等が業務目的で原子力規制委員会ネットワークシステムに接続して利用するノートPC
13		スタンドアロン端末	政府情報システム管理データベースの登録対象となる情報システムの一部となっていないPC
14		公用スマートフォン	原子力規制庁から貸与を受けて、職員等が原子力規制委員会ネットワークシステムに接続して利用するスマートフォン
15		公用タブレット	職員等及び組織外関係者が会議における資料閲覧等の目的で、原子力規制庁から貸与を受けて利用するタブレット
16		個人所有スマートフォン	原子力規制庁情報システム室の許可を得た上で、職員等が原子力規制委員会ネットワークシステムに接続して利用する私物のスマートフォン
17	拠点	本庁舎	原子力規制庁がある六本木ファーストビルのこと
18		地方拠点	原子力規制庁の各地域にある事務所のこと
19	ネットワーク	拠点間ネットワーク	原子力規制庁と外部拠点を接続する広域ネットワーク
20		サイト間ネットワーク	メインサイトとバックアップサイトを接続するネットワーク
21	組織等	職員等	原子力規制委員会ネットワークシステムを利用して業務を実施する、原子力規制委員会の委員、原子力規制庁の職員、人材育成センターの職員

No.	分類	用語	定義
			及び業務関係者(原子力規制委員会ネットワークシステムの運用事業者含む)
22		原子力規制庁担当官	本業務請負者のカウンターパートになる担当者
23		LAN 担当者	各課室に配置された原子力規制委員会ネットワークシステムに関する業務を兼務する職員
24		本業務請負者	本調達において、原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務を提供する事業者
25	標準類	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン	政府情報システムの標準的な整備及び管理について、その手続・手順に関する基本的な方針及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府共通のルール (https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/hyoujun_guideline_20200331.pdf)

73 2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等

74 (1) 調達範囲

75 調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期は次の表のとおりである。

76

77

表 2 調達範囲

No	調達案件名	調達の方式	実施時期	補足
1	令和3年度から令和7年度 原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務	一般競争入札(総合評価落札方式(技術点と価格点の配点割合を3:1とする加算方式))	<ul style="list-style-type: none"> ・意見招請(官報公示): 令和2年10月上旬 ・入札公告(官報公示): 令和3年1月上旬 ・落札者決定: 令和3年3月31日 	本調達

78

79 業務範囲に係る留意点は次の表のとおりである。

80

81

表 3 業務範囲に係る留意点

No.	調達案件名	業務範囲に係る留意点
1	令和3年度から令和7年度 原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構築(設計・構築・テスト・移行) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 構築、移行等の対象には地方拠点を含む ➢ 設計業務には運用設計・保守設計を含む ➢ 運用終了時の機器(端末及びサーバ機器、ネットワーク機器)の撤去(機器の取り外し、機器の搬出及びデータの消去を含む) ➢ 標的型攻撃対策を含むセキュリティ運用業務の設計及びセキュリティ対策機器の導入を含む ➢ CMS サーバ、個別業務システムサーバとの接続確認等を含む ➢ 職員が実施する既存資産データの移行作業に係る環境準備及び作業支援職員が実施する既存資産データの移行作業に係る環境準備を含む ・ ハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守 <ul style="list-style-type: none"> ➢ セキュリティ対策機器も対象に含む ・ 拠点間ネットワークの賃貸借及び保守 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 本庁及び地方拠点の広域ネットワーク、及び原子力規制庁の各拠点から広域ネットワークまでの回線の構築及び保守 ・ データセンタ(メインサイト及びバックアップサイト)を構築する場合、賃貸借及び運用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ メインサイトとバックアップサイト間の接続回線の提供及び運用を含む

No.	調達案件名	業務範囲に係る留意点
		<ul style="list-style-type: none"> ➤ インターネット接続サービス及び付帯サービスの提供を含む ・ システムの運用 ➤ システム運用の統括(全体マネジメント)を含む ➤ 標的型攻撃対策を含むセキュリティ運用業務(セキュリティ監視・インシデント対応等)を含む ➤ 原子力規制委員会ネットワークシステム及び庁内その他のネットワークシステムのヘルプデスクを含む ➤ 運用オペレーション(定型的な運用作業)を含む ➤ 運用対象は本調達にて構築するシステムだけでなく、個別システムを含む

82

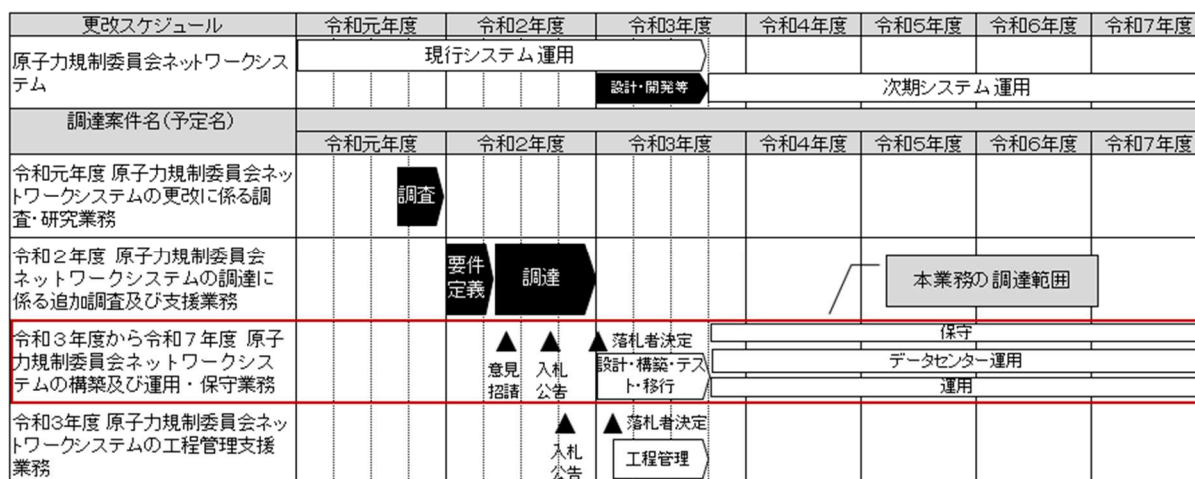
83 原子力規制庁では、令和7年度に本庁舎の移転を予定している。移転に係る作業は本業務に含めない
84 が、第3次行政 LAN の運用・保守期間中に移転することとなった場合には、協力すること。

85

86 (2) 調達案件及びこれと関連する調達案件

87 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、実施時期等は次の図のとおりである。

88



89 図 4 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、実施時期等

90

91 (3) 調達案件間の入札制限

92 相互牽制の観点から、「令和3年度から令和7年度 原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務」と「令和3年度原子力規制委員会ネットワークシステムの工程管理支援業務」は、相互に入札制限の対象とする。

93

- 97 3 情報システムに求める要件
- 98 本業務の実施に当たっては、要件定義書の各要件を満たすこと。
- 99
- 100 4 作業の実施内容
- 101 4. 1 設計・構築業務
- 102 (1) 設計・構築実施計画書等の作成
- 103 設計・構築実施計画書等の作成に係る基本的な要件を以下に示す。
- 104
- 105 ア. 本業務請負者は、プロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領と整合をとりつつ、原子力規制庁情
- 106 報システム室の指示に基づき、工程管理支援業務請負者と調整の上、設計・構築実施計画書及び
- 107 設計・構築実施要領の案を作成し、原子力規制庁情報システム室の承認を受けること。
- 108 イ. 設計・構築実施計画書及び設計・構築実施要領の記載内容は「デジタル・ガバメント推進標準ガイ
- 109 ドライン」(平成 31 年2月 25 日、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「標準ガイド
- 110 ライン」という。)の「第3編 ITマネジメント／第7章 設計・開発」で定義されているものとする。
- 111 ウ. 付属文書として作業項目、作業内容、スケジュールをより詳細に階層化し、担当者等を記載した
- 112 WBSを作成すること。
- 113 エ. ODB 登録用シートの提出時期を記載すること。
- 114 オ. 本業務請負者は、設計・構築実施計画書等の案について必要に応じて、PJMO とともに関係機関と
- 115 調整すること。
- 116
- 117 (2) 設計
- 118 本システムの設計に係る基本的な要件を以下に示す。
- 119
- 120 ア. 本業務請負者は、調達手続き開始後の事情の変化、本業務請負者の提案等を踏まえ、要件定義
- 121 の内容に関する認識に可能な限り相違が生じないよう、必要に応じて、PJMO とともに関係機関、
- 122 情報システムの利用者、関係事業者と、要件定義の内容について確認及び調整を行うこと。また、
- 123 これに伴い、必要に応じ、プロジェクト計画書の更新案を作成すること。
- 124 イ. 本業務請負者は、要件定義書の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計及び詳細設
- 125 計を行い、成果物について原子力規制庁情報システム室の承認を受けること。その際、プロジェク
- 126 トが円滑に実施されるよう、必要に応じて、PJMO とともに関係機関、情報システムの利用者、関係
- 127 事業者と、要件定義の内容について確認及び調整を行うこと。また、これに伴い、必要に応じ、プロ
- 128 ジェクト計画書の更新案を作成すること。
- 129 ウ. 本業務請負者は、基本設計及び詳細設計を行うにあたり、第4次システムへの更改の妨げとなる
- 130 独自の仕様を含めないよう留意するとともに、政府 CIO 補佐官及び PJMO の確認を受けること。
- 131
- 132 (3) 構築・テスト

133 本システムの構築・テストに係る基本的な要件を以下に示す。

134

135 ア. 本業務請負者は、構築に当たり、原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び保守・運用を
136 効率的に実施するため、構築やテスト等の標準(例:何をインプット(設計書等)として作業を行い、
137 インプット情報に示された事項を確実に実装しテストしたことを記録するルールや原子力規制委員
138 会ネットワークシステムの部分部分の重要度に応じたテストの網羅性と密度の設定ルール、さら
139 にはテストの中に占めるセキュリティテストの網羅性と密度等の設定ルール等、設計されたものが確
140 実に実装され適切な品質を保つことを可能とする構築及び運用・保守に係る標準)を定め原子力規
141 制庁情報システム室の確認を受けること。本標準は、業務毎(構築標準等)に分けて策定しても良
142 い。

143 イ. 本業務請負者は、構築に当たり、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物の確認方法
144 (例えば、上記標準遵守の確認、インストール・設定内容の検査、現場での抜き打ち調査等につ
145 いての実施主体、手順、方法等)を定め、原子力規制庁情報システム室の確認を受けること。

146 ウ. 本業務請負者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業
147 内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、原子
148 力規制庁情報システム室の承認を受けること。

149 エ. 本業務請負者は、テストの実施において、検証と妥当性確認の両方の観点で行うこと。すなわち、
150 要件定義や設計のとおり構築されたか評価を行う「検証」だけでなく、構築されたシステムがプロジ
151 ェクト本来の目的を満たしているか評価する「妥当性確認」も行うこと。

152 オ. 本業務請負者は、設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、原子力規制委員会ネットワー
153 クシステムの構築、テストを行うこと。

154 カ. 本業務請負者は、テスト計画書に基づき、各テストの実施状況を原子力規制庁情報システム室に
155 報告すること。

156 キ. 本業務請負者は、将来の保守や更改時におけるテスト工程の合理化に資するため、テストシナ
157 リオ・スクリプト、テストデータ等を保存し、保守後等の動作確認等において、それらを一部改変して
158 再利用出来るようにすること。

159

160 (4) 受入テスト支援

161 本システムの受入テスト支援に係る基本的な要件を以下に示す。

162

163 ア. 本業務請負者は、原子力規制庁情報システム室が受入テストのテスト計画書を作成するに当たり、
164 情報提供等の支援を行うこと。また、原子力規制庁情報システム室から提示されたテスト計画書に
165 従った受入テスト項目表や手順書を作成すること。

166 イ. 本業務請負者は、原子力規制庁情報システム室が受入テストを実施するに当たり、環境整備、運
167 用等の支援を行うこと。

168 ウ. 本業務請負者は、原子力規制庁情報システム室の指示に基づき、PJMO 以外の情報システム利

169 用者のテスト実施も含めて、テスト計画書作成の支援を行うこと。

170 エ. 本業務請負者は、受入テストの結果を踏まえ、PJMO による課題等の指摘または指導に対する対
171 策を実施すること。

172

173 (5) 情報システムの移行

174 本システムの移行に係る基本的な要件を以下に示す。

175

176 ア. 本業務請負者は、PJMO が実施する第三次工程レビューの実施に先立ち、レビューに必要な情報
177 の提供や資料の作成等の支援を行うこと。

178 イ. 本業務請負者は、本番環境へのシステム移行およびデータ移行に備えて、移行の方法、環境、ツ
179 ール、段取り等を記載した移行計画書を作成し、原子力規制庁情報システム室の承認を受けるこ
180 と。その際、移行のリスクを低減するため、必要に応じ、PJMO とともに関係機関、関係事業者等と
181 調整を行うこと。

182 ウ. 本業務請負者は、原子力規制庁情報システム室の移行判定を受けて、移行計画書に基づく移行
183 作業を行い、移行結果を原子力規制庁情報システム室に報告すること。

184 エ. 本業務請負者は、現行の原子力規制委員会ネットワークシステムからのデータ移行に当たり、第3
185 次原子力規制委員会ネットワークシステムのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの変換、
186 移行方法、例外データ等の処理方法等に関する手順書を作成し、原子力規制庁情報システム室
187 の承認を受けること。

188 オ. 上記手順書に従い、データを変換・移行した後は、移行後のデータだけでなく、例外データ等につ
189 いても確認を行い、データの信頼性の確保を図ること。

190 カ. 本業務請負者は、現行原子力規制委員会ネットワークシステムから第3次原子力規制委員会ネッ
191 トワークシステムへの段階的な移行を計画・実施し、原子力規制委員・原子力規制庁職員が原子
192 力規制委員会ネットワークシステムを利用し行っている業務への影響の最小化を図ること。また、
193 移行作業は、夜間帯や週末等を基本として計画・実施すること。

194

195 (6) 引継ぎ

196 本システムの引継ぎに係る基本的な要件を以下に示す。

197

198 ア. 本業務請負者は、設計・構築の設計書、作業経緯、残存課題等を文書化し、運用チーム及び保守
199 チームに対して確実な引継ぎを行うこと。

200 イ. 本業務請負者は要件定義書(4.1.3.3(エ) 教育)に示す、利用者、LAN 担当者に対する教育を行い、
201 教育結果を原子力規制庁情報システム室に報告すること。

202 ウ. 本業務請負者は、原子力規制庁情報システム室が第4次システムに更改を行う際には、第4次の
203 情報システムにおける要件定義支援事業者及び設計・構築事業者等に対し、作業経緯、残存課題
204 等に関する情報提供及び質疑応答等の協力をを行うこと。

205

206

(7) 定例会等の実施

207

本システムの定例会等に係る基本的な要件を以下に示す。

208

209

ア. 本業務請負者は、定例会を適切な頻度で開催するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。

210

211

イ. 本業務請負者は、PJMO から要請があった場合、又は、本業務請負者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、定例会とは別に会議を開催すること。

212

213

ウ. 本業務請負者は、会議終了後、3 日以内(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。))を除く。)に議事録を作成し、担当部署の承認を受けること。

214

215

216

217

(8) ODB 登録用シートの提出

218

本システムの ODB 登録用シートの提出に係る基本的な要件を以下に示す。

219

220

ア. 受注者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(平成 31 年 2 月 25 日、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「標準ガイドライン」という。)[別紙 2 情報システムの経費区分]に基づき区分等した契約金額の内訳を記載した ODB 登録用シートを契約締結後速やかに提出すること。

221

222

223

224

イ. 受注者は、原子力規制委員会から求められた場合は、スケジュールや工数等の計画値及び実績値について記載した ODB 登録用シートを提出すること。

225

226

ウ. 受注者は、次に掲げる事項について記載した ODB 登録用シートを、設計・開発実施要領において定める時期に、提出すること。

227

228

(ア) 開発規模の管理

229

情報システムの開発規模(工数、ファンクションポイント等)の計画値及び実績値

230

(イ) ハードウェアの管理

231

情報システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期限等

232

233

(ウ) ソフトウェアの管理

234

情報システムを構成するソフトウェア製品の名称(エディションを含む。)、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等

235

236

(エ) 回線の管理

237

情報システムを構成する回線の回線種別、回線サービス名、事業者名、使用期間、ネットワーク帯域等

238

239

(オ) 外部サービスの管理

240

情報システムを構成するクラウドコンピューティングサービス等の外部サービスの外部サービス

241 ス利用形態、使用期間等

242 (カ) 施設の管理

243 情報システムを構成するハードウェア等が設置され、又は情報システムの運用業務等に用い
244 る区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等

245 (キ) 公開ドメインの管理

246 情報システムが利用する公開ドメインの名称、DNS 名、有効期限等

247 (ク) 取扱情報の管理

248 情報システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等

249 (ケ) 情報セキュリティ要件の管理

250 情報システムの情報セキュリティ要件

251 (コ) 指標の管理

252 情報システムの運用及び保守の間、把握すべき KPI 名、KPI の分類、計画値等の案

253

254 4.2 運用・保守業務

255 (1) 中長期運用・保守計画の確定支援

256 本システムの中長期運用・保守計画の確定支援に係る基本的な要件を以下に示す。

257

258 ア. 本業務請負者は、基本設計及び詳細設計に基づき運用設計及び保守設計を行うこと。なお、運用
259 設計にはセキュリティ運用設計も含む。

260 イ. セキュリティ運用設計は、「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン」(サイバー
261 セキュリティ対策推進会議)に基づくリスクアセスメント結果に基づき行うこと。

262 ウ. 本業務請負者は、運用設計及び保守設計に基づき、情報システムの第4次更改までの間に計
263 画的に発生する作業内容、その想定される時期等を取りまとめた中長期運用・保守計画の案を作成
264 し、原子力規制庁情報システム室の確認を受けること。

265

266 (2) 運用・保守計画及び運用・保守実施要領の作成支援

267 本システムの運用・保守計画及び運用・保守実施要領の作成支援に係る基本的な要件を以下に示す。

268

269 ア. 本業務請負者は、運用設計及び保守設計に基づき、定常時における月次の作業内容、その想定
270 スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用計画及び保守計画の案を作成
271 し、原子力規制庁情報システム室の確認を受けること。

272 イ. 運用計画及び保守計画の策定にあたっては、情報システム全体のセキュリティ水準が低下するこ
273 とのないように、セキュリティ要件を適切に策定し、情報セキュリティに関する各種機能(アクセス制
274 御、識別コード、主体認証情報の付与、定期的な脆弱性情報の把握と対策、標的型攻撃対策及び
275 ログの取得、管理等)が有効に機能するようにすること。また、附属文書として、監視項目、定期保
276 守項目、運用・保守業務フローなどの作業項目、作業内容、スケジュール、担当者等について記載

- 277 すること。
- 278 ウ. 本業務請負者は、運用計画及び保守計画の策定において、定常的に実施する脆弱性への対策と
- 279 して、以下に示す対応を記載すること。
- 280 (ア) 調査
- 281 導入機器及びソフトウェアの一覧を整備するとともに、緊急性の高い脆弱性情報は随時、
- 282 その他の脆弱性の情報は月次で調査すること。
- 283 (イ) 評価
- 284 前項で把握した脆弱性に対し、原子力規制委員会ネットワークシステムでの発生可能性及
- 285 び影響を評価し、その根拠とともに評価結果を原子力規制庁情報システム室に報告すること。
- 286 その際、広く一般的に用いられている基準等の評価値を併せて報告すること。
- 287 (ウ) 計画
- 288 脆弱性の評価値に基準を設定し、基準を超過した脆弱性に対しては、原子力規制委員会
- 289 ネットワークシステムにおいて可能な防御策を確認の上、パッチの適用や設定変更等を行う
- 290 よう計画し、原子力規制庁情報システム室に報告すること。
- 291 本業務請負者又は原子力規制庁情報システム室が、緊急性が高いと判断した脆弱性につ
- 292 いては、直ちにパッチの適用や設定の変更等を計画すること。なお、緊急性が高い脆弱性に
- 293 対し、運用・保守担当及びセキュリティ担当が一体となって迅速に対応できるよう、運用・保
- 294 守に係る業務の優先順位を整理するとともに、必要な体制を整備すること。
- 295 (エ) 試験
- 296 原子力規制委員会ネットワークシステムのサーバ及びネットワーク機器へのパッチの適用
- 297 や設定変更に先立ち、検証環境を用いて試験を実施すること。検証環境は要件定義書
- 298 「3.2.4 検証環境の設計・構築」に定める環境を整備すること。
- 299 一般端末や公用タブレット等については、原子力規制庁情報システム室が動作確認を実
- 300 施する。原子力規制庁情報システム室が指定する端末に対し、先行してパッチの適用や設
- 301 定の変更等を実施し、試験用端末として担当する職員等に提供すること。
- 302 (オ) 導入
- 303 導入機器又はソフトウェアにパッチ適用や設定変更を行い、結果を原子力規制庁情報シス
- 304 テム室に報告すること。業務や運用等に変更が発生する場合、手順書やマニュアル等の関
- 305 連する資料を併せて修正すること。
- 306 エ. 本業務請負者は、運用計画及び保守計画の策定において、セキュリティインシデントを含む障害の
- 307 発生に備え、以下に示す事項を記載すること。
- 308 (ア) 体制
- 309 障害発生時において、運用チーム及び保守チームを統括し、各担当者への指示、対応状
- 310 況の把握、原子力規制庁情報システム室への報告や問い合わせに対応するリーダーを置くこ
- 311 と。
- 312 (イ) 役割

313 本業務請負者は、導入機器やソフトウェア等に対して必要な対策及び対策の実施に伴う業
314 務への影響をとりまとめ、原子力規制庁情報システム室の確認を受けること。

315 オ. 本業務請負者は、運用設計及び保守設計に基づき、運用・保守業務の管理方法や手順、遵守事
316 項等について定めた運用実施要領及び保守実施要領の案を作成し、原子力規制庁情報システム
317 室の確認を受けること。

318 カ. 運用実施要領及び保守実施要領は、プロジェクト計画書の実施計画や運用計画及び保守計画に
319 おける作業内容、スケジュール等との整合性を図った上で作成すること。また、運用業務及び保守
320 業務を管理する上での具体的な方法等を示した運用手順書及び保守手順書、各種マニュアル、チ
321 ャックリストも併せて作成すること。

322 キ. 運用計画及び保守計画には、以下の項目について記述すること。また、付属文書として作業項目、
323 作業内容、スケジュールをより詳細に階層化し、担当者等を記載した WBS を作成すること。

324 (ア) 作業概要

325 運用・保守の対象範囲、作業概要等について記載する。

326 (イ) 作業体制に関する事項

327 PJMO 及び本業務請負者のみならず、運用・保守に関連する全ての関係者について、その体
328 制、関係者間の関係性、役割分担・責務等について記載する。

329 (ウ) スケジュールに関する事項

330 作業内容、スケジュール、マイルストーン等について記載する。

331 (エ) 成果物に関する事項

332 運用・保守によって納品される成果物、品質基準、担当者、納入期限、納入方法、納入部数等
333 について記載する。

334 (オ) 運用・保守形態、運用・保守手法、運用・保守環境、運用・保守ツール等

335 運用・保守において採用する運用・保守方法(オンサイト(常駐)、オンサイト(駆付け)、リモー
336 ト、センドバック等)、運用・保守ツール等を必要に応じて記載する。

337

338 (3) 定常時対応

339 本システムの定常時対応に係る基本的な要件を以下に示す。

340

341 ア. 本業務請負者は、要件定義書(第5章 保守に関する要件)に示す、保守業務における定常時対応
342 を行うこと。

343 イ. 本業務請負者は、要件定義書(第4章 運用支援に関する要件)に示す、運用業務における定常時
344 対応を行うこと。その際必要に応じて、業務の一部を保守業務として保守チームが分担してもよい。

345 ウ. 保守業務及び運用業務の定常時における具体的な実施内容・手順は原子力規制庁情報システム
346 室が定める運用計画及び保守計画に基づいて行うこと。

347 エ. ヘルプデスクは、原子力規制委員会ネットワークシステム、解析業務用ネットワークシステム及びク
348 ローズドネットワークシステムを利用する職員等及び LAN 担当者からの問い合わせに対し、必要に

349 応じて運用チームに連携すること。

350 オ. 本業務請負者は、運用計画及び保守計画、運用実施要領、保守実施要領に基づき、保守業務及
351 び運用業務の内容や工数などの作業実績状況(情報システムの脆弱性への対応状況や情報セキュ
352 リティ監視状況を含む。)、サービスレベルの達成状況、情報システムの定期点検状況、リスク・
353 課題の把握・対応状況について月次で運用報告書及び保守報告書を取りまとめること。

354 カ. 本業務請負者は、月間の運用・保守実績を評価し、達成状況が目標に満たない場合はその要因
355 の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。

356 キ. 本業務請負者は、運用報告書及び保守報告書の内容について、月例の定期運用会議に出席し、
357 その内容を報告すること。

358

359 (4) 障害発生時対応

360 本システムの異常時対応に係る基本的な要件を以下に示す。

361

362 ア. 本業務請負者は、情報システムの障害発生時(又は発生が見込まれる時)には、自らの障害検知
363 又は原子力規制庁情報システム室からの連絡を受け、その緊急度及び影響度を判断の上、要件
364 定義書(第5章 保守に関する要件)に示す、保守業務における障害発生時対応を行うこと。

365 イ. 本業務請負者は、情報システムの障害発生時(又は発生が見込まれる時)には、速やかに原子力
366 規制庁情報システム室に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、要件定義書に示
367 す運用業務における障害発生時対応を行うこと。その際必要に応じて、業務の一部を保守業務とし
368 て保守チームが分担してもよい。

369 ウ. 保守業務、運用業務の障害発生時における具体的な実施内容や手順は原子力規制庁情報システ
370 ム室が定める運用計画及び保守計画、運用実施要領、保守実施要領に基づいて行うこと。

371 エ. 本業務請負者は、情報システムの障害に関して事象の分析(発生原因、影響度、過去の発生実績、
372 再発可能性等)を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な
373 対応策を提案すること。

374

375 (5) 情報システムの現況確認支援

376 本システムの現況確認支援に係る基本的な要件を以下に示す。

377

378 ア. 受注者は、年1回、原子力規制委員会の指示に基づき、ODB 格納データと情報システムの現況と
379 の突合・確認を支援すること。

380

381 (6) 運用・保守の改善提案

382 本システムの運用業務及び保守業務の改善提案に係る基本的な要件を以下に示す。

383

384 ア. 本業務請負者は、年度末までに、年間の運用・保守実績を取りまとめるとともに、必要に応じて中

385 長期運用・保守計画及び運用計画、保守計画、運用実施要領、保守実施要領に対する改善提案
386 を行うこと。

387 イ. 本業務請負者は、セキュリティ環境の変化に合わせて、導入したセキュリティ対策製品のチューニ
388 ングを実施すること。

389 ウ. 本業務請負者は、ア及びイの他に、原子力規制庁情報システム室が以下を例とする本システムの
390 拡充や変更を求めた場合、計画を立案し、原子力規制庁情報システム室に確認を受けたうえで実
391 施すること。

392 (ア) 本システムが利用するクラウドサービスの機能追加に併せた本システムの拡充

393 (イ) 本システムの利用者機能、情報セキュリティ機能及び運用支援に関する機能の改善

394 (ウ) 本庁舎及び地方事務所の庁舎内のハードウェアやネットワークの変更

395 エ. 本業務請負者は、前項ウの対応に要する工数を3人月／年分確保すること。

396 オ. 本業務請負者は、原子力規制庁情報システム室が求める拡充又は変更が前項エの工数を超過す
397 る場合、原子力規制庁情報システム室と協議し、対応方針を決定すること。

398

399 (7) 引継ぎ

400 本システムの引継ぎに係る基本的な要件を以下に示す。

401

402 ア. 本業務請負者は、原子力規制庁情報システム室が第4次システムに更改を行う際には、第4次シス
403 テムにおける調達支援業務請負者及び構築・保守業務請負者等に対し、作業経緯、残存課題等に
404 関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。

405

406 (8) ODB 登録用シートの提出

407 本システムの ODB 登録用シートの提出に係る基本的な要件を以下に示す。

408

409 ア. 受注者は、標準ガイドライン「別紙2 情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内
410 訳を記載した ODB 登録用シートを契約締結後速やかに提出すること。

411 イ. 受注者は、原子力規制委員会から求められた場合は、スケジュールや工数等の計画値及び実績
412 値について記載した ODB 登録用シートを提出すること。

413 ウ. 受注者は、次に掲げる事項について記載した ODB 登録用シートを、運用実施要領及び保守実施
414 要領において定める時期に、提出すること。

415 (ア) 各データの変更管理

416 情報システムの運用・保守において、開発規模の管理、ハードウェアの管理、ソフトウェアの管
417 理、回線の管理、外部サービスの管理、施設の管理、公開ドメインの管理、取扱情報の管理、情
418 報セキュリティ要件の管理、指標の管理の各項目についてその内容に変更が生じる作業をしたと
419 きは、当該変更を行った項目

420 (イ) 作業実績等の管理

情報システムの運用・保守中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由

4.3 プロジェクト管理に係る業務

本システムのプロジェクト管理に係る業務の基本的な要件を以下に示す。

ア. 本業務請負者は「5. (4)作業の管理に関する要領」に記載されたプロジェクト管理業務を実施すること。

4.4 成果物

本業務の成果物、納品期日等を次の表に示す。

No	成果物名	内容及び納品数量	納品期日	補足
1	設計・構築実施計画書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/4 月上旬	
2	設計・構築実施要領	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/4 月上旬	
3	情報管理計画書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/4 月上旬	
4	要件定義書(更新案)	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/4 下旬	
5	設計書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/6 下旬	各ジョブネットのプログラム関連図や各スクリプトのフローチャート図といった詳細設計書、セキュリティ対策実装方式書も含む
6	プロジェクト計画書(更新案)	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/6 下旬	
7	プロジェクト管理要領(更新案)	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/6 下旬	
8	構築標準、保守標準、運用標準	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/6 下旬	
9	セキュリティルール	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/6 下旬	
10	テスト計画書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/8 下旬	
11	単体テスト結果報告書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/8 下旬	
12	結合テスト結果報告書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/9 下旬	
13	総合テスト結果報告書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/10 下旬	
14	脆弱性診断結果報告書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/12 下旬	

No	成果物名	内容及び 納品数量	納品期日	補足
15	テスト項目表、テスト手順書(テストシナリオ・スクリプト)、テストデータ、セキュリティ対策結果報告書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/10 下旬	受入テストのテスト項目表やテスト手順書も含む
16	移行計画書、移行ガイドライン、移行データ調査結果報告書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/10 下旬	
17	移行手順書、移行マニュアル、移行ツール、移行リハーサル計画書、移行リハーサル結果報告書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/10 下旬	
18	移行結果報告書	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 月上旬	
19	引継ぎ文書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/10 下旬	
20	研修用資料(利用者マニュアル、ヘルプデスク利用マニュアル、拠点運用マニュアル)	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/11 下旬	
21	教育結果報告書	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 月上旬	
22	ライセンス関連情報 等	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 月上旬	
23	ソースコード	電子媒体	2022/1 月上旬	
24	実行プログラム、マスタイメージ	電子媒体	2022/1 月上旬	
25	ソフトウェア製品パッケージ	電子媒体	2022/1 月上旬	
26	ODB 登録用シート	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 月上旬	
27	運用設計書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/7 中旬	
28	保守設計書	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/7 中旬	
29	中長期運用・保守計画(案)	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/7 下旬	
30	運用計画(案)	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/8 下旬	
31	保守計画(案)	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/8 下旬	
32	運用実施要領	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/9 下旬	
33	保守実施要領	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/9 下旬	
34	各種管理台帳(様式) 等	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/10 下旬	
35	保守手順書、各種マニュアル、チェックリスト	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/10 下旬	

No	成果物名	内容及び 納品数量	納品期日	補足
36	運用手順書、各種マニュアル、チェックリスト	紙(正・副)/ 電子媒体	2021/10 下旬	
37	運用報告書(月次)	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (月次)	
38	保守報告書(月次)	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (月次)	
39	運用作業報告書	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (都度)	
40	保守作業報告書	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (都度)	
41	各種管理台帳等	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (都度)	
42	障害報告書	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (都度)	
43	運用報告書(年間)	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (毎年3月末)	
44	保守報告書(年間)	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (毎年3月末)	
45	中長期運用・保守計画(改善案)	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (毎年3月末)	
46	運用計画(改善案)	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (毎年3月末)	
47	保守計画(改善案)	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (毎年3月末)	
48	運用実施要領(改善案)	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (毎年3月末)	
49	保守実施要領(改善案)	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (毎年3月末)	
50	引継ぎ文書	紙(正・副)/ 電子媒体	2020/10 下旬	
51	棚卸し結果報告書	紙(正・副)/ 電子媒体	2022/1 以降 (毎年6月末、 12月末)	
52	ライセンス関連情報	紙(正・副)/ 電子媒体	都度	
53	ハードウェアとソフトウェアの関連図等	紙(正・副)/ 電子媒体	都度	
54	マスタイメージ	電子媒体	都度	

432

433

成果物の納品方法

434

- ・ 成果物は、全て日本語で作成すること。

435

- ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領(昭和27年4月4日内閣閣
甲第16号内閣官房長官依命通知)」を参考にすること。

436

- 437 ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- 438 ・ 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、原子力規制庁情報システム室から特
- 439 別に示す場合を除き、原則紙媒体は正 1 部・副 1 部、電磁的記録媒体は 2 部を納品するこ
- 440 と。
- 441 ・ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とするが、
- 442 必要に応じて日本工業規格 A 列 3 番を使用すること。
- 443 ・ 電磁的記録媒体による納品について、ソースコード、実行プログラム以外は現行の原子力
- 444 規制委員会ネットワークシステムが対応しているファイル形式(Microsoft Word、Microsoft
- 445 Excel、Microsoft PowerPoint、Justsystem 一太郎)で作成し、CD-R または DVD-R の媒体
- 446 に格納して納品すること。
- 447 ・ ソースコード、実行プログラムについては、該当するソフトウェアの標準ファイル形式で作成
- 448 し、CD-R または DVD-R の媒体に格納して納品すること。
- 449 ・ 納品後原子力規制庁情報システム室において改変が可能となるよう、図表等の元データも
- 450 併せて納品すること。
- 451 ・ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- 452 ・ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、
- 453 安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- 454 ・ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う
- 455 などして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

456 成果物の納品場所

457 原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、原子力規制庁情報システム室

458

459 が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

460

461 〒106-8450

462 東京都港区六本木 1 丁目 9 番 9 号

463 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課情報システム室

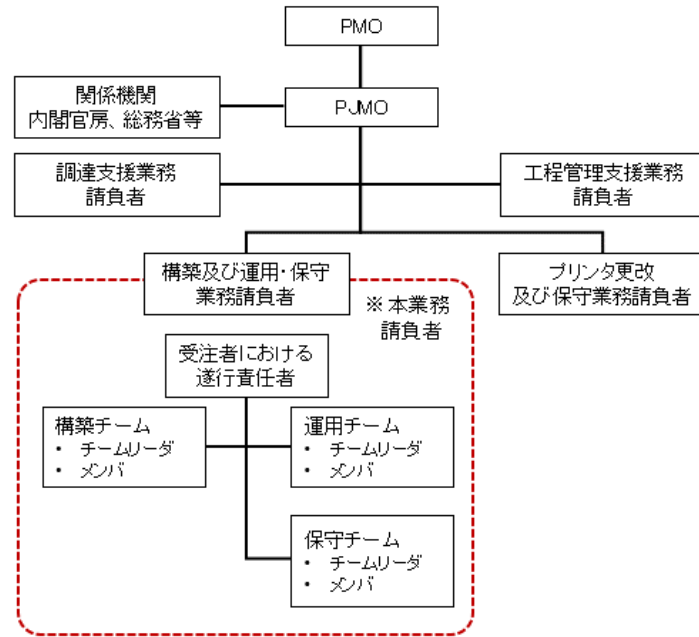
464

465 5 作業の実施体制・方法

466 (1) 作業実施体制

467 プロジェクトの推進体制及び本業務請負者の作業実施体制は次の図及び表のとおりである。なお、本
468 業務請負者内のチーム編成については想定であり、受注決定後に協議の上、決定する。また、本業務請
469 負者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。

470



471

472

473

図 5 本業務の推進体制及び本業務請負者の作業実施体制

474

475

表 4 本業務における組織等の役割

No	組織又は要員	役割
1	本業務請負者における遂行責任者	本業務全体を統括し、必要な意思決定を行う。また、各関連する組織・部門とのコミュニケーション窓口を担う。 原則として全ての進捗会議及び品質評価会議に出席する。 本業務の構築期間中は専任でこれに当たるものとする。
2	構築チーム	原子力規制委員会ネットワークシステムに関する設計・構築・テスト、受入テスト支援、移行、引き継ぎを担う。
3	構築チームリーダー	構築チーム内において作業状況の監視・監督を担うとともに、チーム間の調整を図る。 本業務の構築期間中は専任でこれに当たるものとする。
4	保守チーム	原子力規制委員会ネットワークシステムに関するハードウェア保守、ソフトウェア保守を担う。
5	保守チームリーダー	保守チーム内において作業状況の監視・監督を担うとともに、チーム間の調整を図る。
6	運用チーム	原子力規制委員会ネットワークシステムに関するシステム運用を担う。
7	運用チームリーダー	運用チーム内において作業状況の監視・監督を担うとともに、チーム間の調整を図る。
8	PJMO	プロジェクトを統括し、推進する立場から、設計・構築の各工程に関与し、設計・構築事業者の作業を管理する。
9	工程管理支援業務請負者	プロジェクトの全部又は一部におけるプロジェクトの管理上生ずる作業について、PJMOの支援を行う。

476

477

478

479 (2) 作業要員に求める資格等の要件

480 本業務に参画する作業要員は、以下に示す資格等の要件を満たすこと。また、作業要員に求める資格
481 等の要件に対応する、過去の業務経験を証明する資料や各資格試験の合格証を証跡として提出するこ
482 と。

483

484 ア. 本業務請負者における遂行責任者は、本システムと同規模以上の原子力規制委員会ネットワーク
485 システムまたは類似システム(端末数 1,500 以上かつ拠点数 20 以上かつバックアップサイトを備え
486 るシステム)の構築業務遂行責任者としての経験を 3 件以上有すること。また、EVM による進捗管
487 理に精通し、活用経験を有すること。

488 イ. 本業務請負者における遂行責任者は、情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年 5 月 22 日法律
489 第 90 号)に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又
490 は Project Management Institute (PMI) が認定する PMP の資格を有すること。ただし、当該資格保
491 有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかかな者については、これを認める場合が
492 ある(その根拠を明確に示し、原子力規制庁情報システム室の理解を得ること。)

493 ウ. 構築チームのチームリーダーは、本システムと同規模以上の原子力規制委員会ネットワークシス
494 テムシステムまたは類似システム(端末数 1,500 以上かつ拠点数 20 以上かつバックアップサイトを備
495 えるシステム)の構築プロジェクトにおいて構築業務のチームリーダーとしての経験を 2 件以上有する
496 こと。

497 エ. 構築チームのチームリーダーは、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術
498 者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又は Project Management Institute (PMI) が認
499 定する PMP の資格を有すること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等
500 において明らかかな者については、これを認める場合がある(その根拠を明確に示し、原子力規制庁
501 情報システム室の理解を得ること。)

502 オ. 構築チームのメンバは、次に掲げる試験の合格者又は資格保有者を 1 名以上含むこと。なお、同
503 一人が全ての試験区分に合格していることを求めるものではない。また、これらの資格保有者等と
504 同等の能力を有することが経歴等において明らかかな者については、これを認める場合がある(その
505 根拠を明確に示し、原子力規制庁情報システム室の理解を得ること。)

506 (ア) 情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうちネットワークス
507 ペシャリスト試験(または旧オンライン情報技術者試験、旧テクニカルエンジニア(ネットワーク
508 試験)

509 (イ) 情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち情報処理安全
510 確保支援士(登録セキスペ)試験(または情報セキュリティスペシャリスト試験、旧テクニカルエ
511 ンジニア(情報セキュリティ)試験、旧情報セキュリティアドミニストレータ試験)、または ISACA
512 が認定する公認情報セキュリティマネージャー(CISM)、または国際情報システムズセキュリテ
513 イ認証コンソーシアムが認定する情報システムのセキュリティ専門家認定(CISSP)

- 514 (ウ) 情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうちシステムアー
515 キテクト試験(または旧特種情報技術者試験、旧アプリケーションエンジニア試験)
- 516 カ. 運用チームのチームリーダーは、本システムと同規模以上の情報システム(端末数 1,500 以上かつ
517 拠点数 20 以上かつバックアップサイトを備えるシステム)のシステム運用業務においてリーダーとし
518 ての経験を2年以上有すること。
- 519 キ. 運用チームのチームリーダーは、次に掲げるいずれかの試験の合格者又は資格保有者であること。
520 ただし、これらの資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者について
521 は、これを認める場合がある(その根拠を明確に示し、原子力規制庁情報システム室の理解を得る
522 こと。)
- 523 (ア) 情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち IT サービスマ
524 ネージャ試験(または旧システム運用管理エンジニア試験、旧テクニカルエンジニア(システム
525 管理)試験)
- 526 (イ) 情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち情報処理安全
527 確保支援士(登録セキスペ)試験(または情報セキュリティスペシャリスト試験、旧テクニカルエ
528 ンジニア(情報セキュリティ)試験、旧情報セキュリティアドミニストレータ試験)、または ISACA
529 が認定する公認情報セキュリティマネージャー(CISM)、または国際情報システムズセキュリテ
530 ィ認証コンソーシアムが認定する情報システムのセキュリティ専門家認定(CISSP)
- 531 (ウ) 情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうちネットワークス
532 ペシャリスト試験(または旧オンライン情報技術者試験、旧テクニカルエンジニア(ネットワーク)
533 試験)
- 534 (エ) ITIL 資格認定機関が認定する ITIL 認定のうちエキスパートまたはマスター
- 535 ク. 運用チームは、次の全ての試験の合格者又は資格保有者を1名以上擁すること。ただし、これらの
536 資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める
537 場合がある(その根拠を明確に示し、原子力規制庁情報システム室の理解を得ること。)
- 538 (ア) 情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうちネットワークス
539 ペシャリスト試験(または旧オンライン情報技術者試験、旧テクニカルエンジニア(ネットワーク)
540 試験)又はシスコシステムズが認定する Cisco Certified Network Professional(CCNP)
- 541 (イ) 情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち情報処理安全
542 確保支援士(登録セキスペ)試験(または情報セキュリティスペシャリスト試験、旧テクニカルエ
543 ンジニア(情報セキュリティ)試験、旧情報セキュリティアドミニストレータ試験)、または国際情
544 報システムズセキュリティ認証コンソーシアムが認定する情報システムのセキュリティ専門家
545 認定(CISSP)
- 546 (ウ) Linux Professional Institute(LPI)が認定する Linux Professional Institute Certification(LPIC)
- 547 (エ) VMware が認定する VMware Certified Professional- Data Center Virtualization(VCP-DCV)
- 548 ケ. 運用チームの常駐者は、以下の全ての技術分野について、1年以上の業務経験及び専門知識を
549 有する者を1名以上擁すること。

- 550 (ア) Windows クライアント OS、Windows サーバ OS
551 (イ) サーバ用途 Linux ディストリビューション (Red Hat Enterprise Linux 等)
552 (ウ) サーバ仮想化製品 (VMware vSphere 等)
553 (エ) 業務向けデータベース製品 (PostgreSQL、Oracle Database 等)
554 (オ) Active Directory、DNS 等のインフラ系サーバ (Windows、Linux)
555 (カ) ネットワーク機器全般
556 (キ) 業務アプリケーションシステム (クライアント/サーバ型、Web ベース)
- 557 コ. 運用チームのメンバは、セキュリティ全般と標的型攻撃対策に精通し、標的型攻撃に対する監視、
558 分析、評価、対策立案といった一連の業務経験を 3 年以上有する者を 1 名以上含むこと。
559
- 560 (3) 作業場所
561 本業務の作業場所は以下とする。
562
- 563 ア. 本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、本業務請
564 負者の責任において用意すること。また、必要に応じて担当職員が現地確認を実施することができ
565 るものとする。
566 イ. 運用業務については原子力規制庁情報システム室が貸与する執務室を利用すること。なお、常駐
567 が必須の者以外はこの限りではない。
568
- 569 (4) 作業の管理に関する要領
570 本業務における作業の管理に関する要領は以下とする。
571
- 572 ア. 本業務請負者は、原子力規制庁情報システム室が承認した設計・構築実施要領に基づき、設計・
573 構築業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、
574 システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
575 イ. 本業務請負者は工程管理において、当初定めたスケジュール内に完了するために適切なマイルス
576 トーン(チェックポイント)を定め、マイルストーンから逆算した各タスクの期間設定及び完了条件を
577 定めておくこと。更に、スケジュールが遅延した場合に備え、常にコンティンジェンシープランを検討
578 すること。
579 ウ. 本業務請負者は、リスク管理において下流工程で起こり得るリスクについても検討し、リスク低減に
580 向けた検討・確認ポイントを明確にしたうえで PJMO へ報告すること。
581 エ. 本業務請負者は、変更管理(仕様管理)を適切に行うべく、プロジェクト計画書、要件定義書、調達
582 仕様書の各要件に対して、実現箇所、実現方法等を追跡・管理するために、要件をトレース管理す
583 る仕組みを導入すること。
584 オ. 本業務請負者は、原子力規制庁情報システム室が承認した運用実施要領及び保守実施要領に基
585 づき、保守業務、運用業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題

- 586 管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- 587 カ. 本業務請負者は、保守業務及び運用業務の実施にあたり、サービスレベルの維持管理を目的とし、
- 588 システム運用状況の確認と問題点共有及び解決策の検討を実施するために、月次報告会を実施
- 589 すること。報告会に係る要件は以下の通り。
- 590 (ア) 月次報告書を作成し、業務報告会を開催すること。
- 591 (イ) 主な報告内容は、業務実績総括(サービスデスク実施、システム運用管理)、サービスデスク
- 592 実施詳細(問合せ状況、機器管理状況、等)、システム運用管理業務詳細(対応状況、サーバ
- 593 リソース集計、ウイルス検出集計、セキュリティパッチ適用状況、内部ファイアウォール確認状
- 594 況、回線帯域の使用状況、等)、サービスレベル達成状況、イベント予定等とする。
- 595 (ウ) 具体的な報告内容や様式、効率的な会議運営を行うための報告方法について提案すること。
- 596 (前月分の作業項目別、要員別の作業実績時間の添付を必須とする。)
- 597 (エ) 作業報告書が必要な業務に関しては作業実施後に報告書を作成の上、担当官へ報告するこ
- 598 と。
- 599 キ. 本業務請負者は、保守業務及び運用業務の実施にあたり、以下に示す情報共有・連絡方法を確
- 600 立すること。
- 601 (ア) 本業務請負者は、原子力規制庁情報システム室への資料の提出や連絡票の授受及び課題
- 602 事項やその回答等について、一元的に管理し、関係者との間で円滑な情報共有を図ること。
- 603 (イ) 本業務請負者は、提出書類、会議議事録及び取り交わした情報を担当官の求めに応じて適
- 604 宜提示すること。
- 605 (ウ) 本書に定める運用管理業務の実施に当たっては、全てにおいてその実施事項に関する作業
- 606 項目とスケジュールを明らかにし、担当官に提出すること。
- 607 (エ) 作業スケジュール作成にあたっては月間及び年間を通じた観点で原子力規制庁情報システ
- 608 ム室がその全体を把握できるように工夫すること。
- 609 (オ) サーバに管理される資料や実施事項管理で作成するスケジュールや連絡事項等については、
- 610 プロジェクトメンバ全員で共有し、タスクの効率的な実行、必要な連携の徹底を図ること。

611

612 6 作業の実施に当たっての遵守事項

613 (1) 機密保持、資料の取扱い

- 614 ア. 本業務請負者は、本業務に係る情報の取扱いにおいて、以下の要件を満たすこと。
- 615 (ア) 原子力規制庁から本業務の実施に係る要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密
- 616 性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、提供された要機密情報は、
- 617 本業務以外の目的で利用しないこと。
- 618 なお、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年度版)」のうち、情報
- 619 の格付けについて機密性2情報に該当する。
- 620 (イ) 本業務の実施において作成する情報についても同様に、当該情報の機密性の格付けに応じ
- 621 て適切に取り扱うための措置を講ずること。また、作成した要機密情報は、本業務以外の目的

- 622 で利用しないこと。
- 623 (ウ) 原子力規制庁から提供された要機密情報が本業務の終了等により不要になった場合には、
- 624 確実に返却し又は廃棄すること。また、本業務において作成した情報についても、原子力規制
- 625 庁情報システム室からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- 626 (エ) 本業務の実施において知り得た情報を第三者へ開示や漏えいをしないこと。

627

628 (2) 個人情報の取扱い

629 ア. 個人情報の取扱いに係る事項について原子力規制庁情報システム室と協議の上決定し、書面に

630 て提出すること。なお、以下の事項を記載すること。

631 (ア) 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体

632 制

633 (イ) 個人情報の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があ

634 った場合の対応等)

635 イ. 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情

636 報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。な

637 お、本業務請負者はその旨を証明する書類を提出し、原子力規制庁情報システム室の了承を得た

638 うえで実施すること。

639 ウ. 個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限

640 とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。な

641 お、本業務請負者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。

642 エ. 本業務請負者は、本業務を履行する上で個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情

643 報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の

644 情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを

645 含む。)をいう。以下同じ。)の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ち

646 に被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害

647 状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。

648 オ. 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を

649 受けるものとする。

650

651 (3) 法令等の遵守

652 ア. 当該調達案件の業務遂行に当たっては、法令等を遵守し履行すること。

653 イ. 環境省においては、率先して温室効果ガス削減その他の環境負荷の低減、資源の消費量の削減

654 を含む3Rの取組の推進等、環境省の環境方針を定めており、本調達においても「より環境にやさ

655 しいネットワークシステム」を調達の基本としている。したがって、可能な限り環境への負荷(「環境

656 基本法」(平成5年法律第91号)第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)を軽減

657 したものであることを基本要件とする。

- 658 ウ. 物品の調達に当たっては、環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を使用していること、使用
659 に伴い排出される温室効果ガス等による環境負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の
660 再利用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事
661 由により、より環境への負荷の低減に資する製品を調達する。
- 662 エ. 納入成果物のうち、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(平成 27 年 4 月 1 日環境大臣)
663 に掲げる特定調達物品等に該当するものは、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平
664 成 27 年 2 月 3 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の判断の基準を満たすこと。その他の納入
665 成果物についても可能な限り基本方針の判断の基準を満たすものを導入すること。

666

667 (4) 標準ガイドラインの遵守

668 本業務の遂行に当たっては、標準ガイドラインに基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順
669 等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」(以下「解説書」)を参考とすること。
670 なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

671

672 (5) その他文書、標準への準拠

673 ア. プロジェクト計画書

674 当該調達案件の業務遂行に当たっては、原子力規制庁情報システム室が定めるプロジェクト計画
675 書との整合を確保して行うこと。

676 イ. プロジェクト管理要領

677 当該調達案件の業務の管理に当たっては、原子力規制庁情報システム室が定めるプロジェクト管
678 理要領との整合を確保して行うこと。

679 ウ. プロジェクト標準

680 構築に当たっては、「4. 1 (3) 構築・テスト」にて定める構築標準、運用標準、保守標準に準拠し
681 て作業を行うこと。

682 エ. 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

683 当該調達案件におけるセキュリティ対策実施に当たっては、原子力規制委員会情報セキュリティポ
684 リシーに準拠すること。

685 オ. その他

686 本業務請負者は、以下に示す文書、ガイドライン等にも準拠して、各種作業を進めること。

687 (ア) IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト

688 (イ) IT 製品におけるセキュリティ要件リストガイドブック

689 (ウ) 電子政府推奨暗号リスト

690 (エ) 『高度標的型攻撃』対策に向けたシステム設計ガイド

691 (オ) 情報システム安全対策基準

692

693 (6) 規程等の説明等

694 本業務請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーの説明を受けるとともに、本業務に係る
695 情報セキュリティ要件を遵守すること。

696 なお、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーは、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統
697 一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改
698 定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

699

700 (7) 情報システム監査

701 ア. 本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価す
702 るために、原子力規制庁情報システム室が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、原
703 子力規制庁情報システム室が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報シ
704 ステム監査を本業務請負者は受け入れること(原子力規制庁情報システム室が別途選定した事
705 業者による監査を含む)。

706 イ. 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協
707 議し、指示された期間までに是正を図ること。

708

709 (8) セキュリティ要件

710 情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアルに基づき、以下の内容について
711 対応すること。

712

713 ア. 本業務請負者は、本業務の開始時に本業務に係る「情報セキュリティ対策とその実施方法及び管
714 理体制」について、原子力規制庁情報システム室に書面で提出すること。

715 イ. 本業務請負者は情報セキュリティ対策の管理体制として、以下の要件を満たすこと。

716 (ア) 情報システムの構築業務において、原子力規制庁情報システム室の意図しない変更が行わ
717 れないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品
718 質保証体制が書類等で確認できること。

719 (イ) 情報システムに原子力規制庁情報システム室の意図しない変更が行われるなどの不正が見
720 付かったときに、追跡調査や立入検査等、原子力規制庁情報システム室と本業務請負者が
721 連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認で
722 けること。

723 (ウ) 本業務請負者の資本関係、役員等の情報、作業要員の氏名、所属、専門性(情報セキュリ
724 ティに係る資格・研修実績等)、実績、国籍等の情報が把握できること。

725 ウ. 本業務請負者は情報セキュリティ対策の実施において、以下の要件を満たすこと。

726 (ア) 情報セキュリティ対策は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーおよび本調達仕様書、
727 要件定義書に記載されたセキュリティに係る要件を満たすこと。

728 (イ) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況について原子力規制庁情報システム室に定
729 期的に報告すること。

- 730 (ウ) 情報セキュリティインシデントが発生した場合は、原因分析及び対処方法を原子力規制庁情報
731 報システム室に報告し、承認を得ること。また、インシデントの発生に伴い損害が発生した場
732 合は、本業務請負者の責任において賠償すること。
- 733 (エ) 本業務に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合や情報セキュリティ対策の履行が
734 不十分と見なされる場合は、必要に応じて原子力規制庁情報システム室が行う情報セキュリ
735 ティ対策に関する監査を受け入れること。
- 736 (オ) 原子力規制庁情報システム室がセキュリティ対策の履行が不十分であると判断した場合には、
737 改善策を検討し、原子力規制庁情報システム室と協議の上、実施すること。
- 738 エ. 本業務請負者は、情報システムの構築に係るセキュリティ要件として、以下を満たすこと。
- 739 (ア) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーおよび本調達仕様書、要件定義書に記載された
740 セキュリティに係る要件をすべて満たすシステムを構築すること。
- 741 (イ) ソフトウェアの開発を行う場合は(独)情報処理推進機構の次の情報を参照し、情報セキュリ
742 ティ対策を実施すること。「セキュリティエンジニアリング-ソフトウェア開発者向けのページ」
743 <http://www.ipa.go.jp/security/awareness/vendor/software.html>
- 744 (ウ) 「セキュリティ対策実装方針書」に以下を実施することを記載のうえ、原子力規制庁情報システ
745 ム室に提出し、承認を得ること。また、構築においては、セキュリティ実装方針に従うこと。
- 746 ・ 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装
 - 747 ・ 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施
 - 748 ・ 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策
- 749 (エ) セキュリティ機能が適切に実装されていること及びセキュリティ実装方針に従った実装が行わ
750 れていることを確認するために、設計レビュー及びソースコードレビューの範囲及び方法を定
751 め、これに基づいてレビューを実施すること。
- 752 (オ) ソースコードが不正に変更されることを防ぐために、以下の事項を含むソースコードの管理を
753 適切に行うこと。
- 754 ・ ソースコードの変更管理
 - 755 ・ ソースコードの閲覧制限のためのアクセス制御
 - 756 ・ ソースコードの滅失、き損等に備えたバックアップの取得
- 757 (カ) 情報セキュリティの観点から、以下を踏まえた試験を実施し、原子力規制庁情報システム室に
758 報告すること。
- 759 ・ 情報セキュリティの観点から運用中の情報システムに悪影響が及ばないように、運用中
760 の情報システムと分離すること。
 - 761 ・ 情報セキュリティの観点から必要な試験がある場合には、試験項目及び試験方法を定め、
762 これに基づいて試験を実施すること。
 - 763 ・ 情報セキュリティの観点から実施した試験の実施記録を保存すること。
- 764 (キ) 本業務における情報システムの構築が完了し運用を開始する前に、本業務請負者の品質管
765 理責任者による品質報告およびセキュリティ報告を実施すること。なお、セキュリティ報告には、

- 766 脆弱性診断等の安全点検の結果を添付するとともに、不備が指摘された場合は、運用開始ま
767 で適切な対処を実施すること。
- 768 (ク) 情報システムの受入れ時において、以下の要件が満たされていることを原子力規制庁情報シ
769 ステム室へ報告し、承認を得ること。
- 770 ・ 調達時に指定したセキュリティ要件の実装状況を確認すること。
 - 771 ・ ソフトウェア等に不正プログラムが混入していないこと。
- 772 オ. 本業務請負者は、情報システムに関する脆弱性への対策として、以下を含む対策を実施し、本業
773 務の終了時に「情報セキュリティ対策結果報告書」として実施結果を記載の上、原子力規制庁情報
774 システム室に報告し、承認を得ること。
- 775 (ア) 既知の脆弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこ
776 と。
- 777 (イ) 構築時に情報システムに脆弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を策定し、
778 「セキュリティ対策実装方針書」に記載の上、原子力規制庁情報システム室へ報告し、承認を
779 得ること。
- 780 (ウ) セキュリティ侵害につながる脆弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に、原子力
781 規制庁情報システム室へ報告し、修正を施すこと。
- 782 (エ) サーバ装置、端末及び通信回線装置の設置又は運用開始時に、当該機器上で利用するソフ
783 トウェアに関連する公開された脆弱性についての対策を実施すること。
- 784 (オ) 情報システムを構成するソフトウェアの脆弱性に関して、以下を含む情報を適宜入手し、原子
785 力規制庁情報システム室へ報告すること。
- 786 ・ 脆弱性の原因
 - 787 ・ 影響範囲
 - 788 ・ 対策方法
 - 789 ・ 脆弱性を悪用する不正プログラムの流通状況
- 790 (カ) 利用するソフトウェアはサポート期間を考慮して選定し、サポート期間を過ぎたソフトウェアは
791 原則として利用しないこと。
- 792 (キ) 構成要素ごとにソフトウェアのバージョン等を把握し、脆弱性対策の状況を確認すること。
- 793 (ク) 脆弱性対策を実施する場合には、実施日、実施内容及び実施者を含む「作業記録」を取得し、
794 適切に保管すること。
- 795 (ケ) セキュリティパッチ、バージョンアップソフトウェア等の脆弱性を解決するために利用されるファ
796 イルは、信頼できる方法で入手すること。
- 797 (コ) 多様なソフトウェアを利用することにより脆弱性が存在する可能性が増大することを防止する
798 ため、サーバ装置で利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアを定めること。
- 799 (サ) 本業務請負者は、通信回線を経由して保守作業等を行う際には、送受信される情報が漏えい
800 することがないように接続を行うこと。
- 801 カ. 情報セキュリティ対策の完了後 1 年以内に契約不適合による情報セキュリティ対策の不備が発見

- 802 された場合には、本業務請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- 803 キ. 本業務請負者は、情報システムの運用及び保守に係るセキュリティ要件として、以下を満たすこと。
- 804 (ア) 運用計画及び保守計画には以下も含めること。また、運用計画及び保守計画に則り、情報シ
- 805 ステムに実装されたセキュリティ機能を適切に活用すること。
- 806 ・ 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
- 807 ・ 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
- 808 ・ 運用中の情報システムに脆弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
- 809 (イ) 運用計画及び保守計画の策定にあたって、情報システム全体のセキュリティ水準が低下する
- 810 ことのないように、セキュリティ要件を適切に策定し、情報セキュリティに関する各種機能(アク
- 811 セス制御、識別コード、主体認証情報の付与、定期的な脆弱性情報の把握と対策、標的型攻
- 812 撃対策及びログの取得、管理等)が有効に機能するようにすること。また、要安定情報を取り
- 813 扱う情報システムについては、サービス不能攻撃を受けるサーバ装置、端末、通信回線装置
- 814 又は通信回線から監視対象を特定すること。
- 815 (ウ) 暗号化及び電子署名に使用するアルゴリズムが危殆化した場合を想定した緊急対応手順や、
- 816 暗号化された情報の複合または電子署名の付与に用いる鍵についての管理手順、ソフトウェ
- 817 アを変更する際の許可申請手順を運用手順書・保守手順書に記載すること。
- 818 (エ) 運用手順書・保守手順書の付属文書として、監視項目、定期保守項目、運用・保守業務フロ
- 819 ー等の作業項目、作業内容、スケジュール担当者等について記載すること。
- 820 ク. 本業務請負者は、情報システムの更改又は廃棄を行う場合は、当該情報システムに保存されてい
- 821 る情報について、当該情報の格付及び取扱制限を考慮した上で、以下の「措置の実施方法」を検
- 822 討し、原子力規制庁情報システム室へ報告のうえ承認を得ること。また、作業完了時には、「作業
- 823 完了届」を作成し、原子力規制庁情報システム室へ提出すること。
- 824 (ア) 情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策
- 825 (イ) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

826

827 7 成果物の取扱いに関する事項

828 (1) 知的財産権の帰属

- 829 ア. 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に
- 830 定める全ての権利を含む。)は、本業務請負者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等
- 831 の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て原子力規
- 832 制庁情報システム室に帰属するものとする。
- 833 イ. 原子力規制庁情報システム室は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に
- 834 複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できる
- 835 ものとする。また、本業務請負者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用
- 836 を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の
- 837 権利が帰属するときや、複製等により原子力規制庁情報システム室がその業務を遂行する上で支

838 障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合
839 には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

840 ウ. 本件プログラムに関する権利(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)及び成
841 果物の所有権は、原子力規制庁から本業務請負者に対価が完済されたとき本業務請負者から原
842 子力規制庁に移転するものとする。

843 エ. 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場
844 合には、本業務請負者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に
845 関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務請負者は、当該既存著作物の内容について事前
846 に原子力規制庁情報システム室の承認を得ることとし、原子力規制庁情報システム室は、既存著
847 作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

848 オ. 本業務請負者は原子力規制庁に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者
849 をして行使させないものとする。

850

851 (2) 契約不適合責任

852 ア. 本業務における成果物等について、種類、品質又は数量が契約書、本調達仕様書その他合意さ
853 れた要件(以下「契約書等」という。)の内容に適合しないもの(以下「不適合」という。)である場合、
854 その不適合が原子力規制庁の責に帰すべき事由による場合を除き、本業務請負者は、自己の費
855 用で、原子力規制庁情報システム室の選択に従い、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引
856 渡しによる履行の追完(以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。)をすること。なお、本
857 業務請負者は如何なる場合であっても、原子力規制庁情報システム室の選択と異なる方法で履行
858 の追完をする場合は、原子力規制庁情報システム室の事前の承諾を受けること。

859 イ. 本業務請負者は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限
860 事項について、原子力規制庁情報システム室と協議し、承諾を得てから履行の追完を実施するも
861 のとし、完了時には、その結果について原子力規制庁情報システム室の承諾を受けること。

862 ウ. 本業務請負者が原子力規制庁情報システム室から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受け
863 たにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、原子力規制庁情報システム室は、
864 その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合、本業務
865 請負者に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。

866 (ア) 履行の追完が不能であるとき。

867 (イ) 本業務請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

868 (ウ) 本業務の性質又は契約書等々の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなけ
869 れば契約をした目的を達することができない場合において、本業務請負者が履行の追完をし
870 ないでその時期を経過したとき。

871 (エ) 前 3 号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明
872 らかであるとき。

873

- 874 (3) 検収
- 875 ア. 本業務請負者は、成果物等について、納品期日までに原子力規制庁情報システム室に内容の説明を実施して検収を受けること。
- 876
- 877 イ. 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換
- 878 等を行い、変更点について原子力規制庁情報システム室に説明を行った上で、指定された日時ま
- 879 でに再度納品すること。
- 880
- 881 8 入札参加資格に関する事項
- 882 (1) 競争参加資格
- 883 ア. 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被
- 884 補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合
- 885 に該当する。
- 886 イ. 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 887 ウ. 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。
- 888 エ. 令和 01・02・03 年度(平成 31・32・33 年度)環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の
- 889 製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」において、入札時まで「A」又は「B」の等級に格付け
- 890 され、競争参加資格を有する者であること。「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」、「情
- 891 報処理」又は「その他」に登録している者であること。)
- 892 オ. 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- 893
- 894 (2) 公的な資格や認証等の取得
- 895 ア. 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、JIS Q 27001(又は ISO27001)
- 896 を基準とした認証を取得していること。
- 897 イ. 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、JIS Q 15001 を基準としたプラ
- 898 イバシーマーク認証を取得していること。
- 899 ウ. 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISO 9001 を基準とした認証を
- 900 取得していること。
- 901 エ. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育
- 902 成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者
- 903 雇用推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユー
- 904 スエール認定)を取得している場合は、認定等の名称及び認定通知書等の写しを提出すること。た
- 905 だし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。
- 906
- 907 (3) 受注実績
- 908 ア. 応札者は、端末数 1,500 以上かつ拠点数 20 以上かつバックアップサイトを備えるネットワークを構
- 909 築した実績を有すること。

910 イ. 応札者は、1,500 名以上の職員が利用し、かつクラウドサービスを利用する情報システムの設計・
911 構築・運用・保守を行った実績を有すること。

912

913 (4) 複数事業者による共同入札

914 ア. 複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同
915 入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。

916 イ. 共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行
917 に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等
918 の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合
919 責任に関しても協定の内容に含めること。

920 ウ. 共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行って
921 いないこと。

922 エ. 共同入札を構成する全ての事業者は、競争参加資格及び公的な資格や認証等の取得を満たす
923 こと。

924

925 (5) 入札制限

926 ア. 次の受注事業者(再委託先等を含む。)及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方
927 法に関する規則」(昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社及び子会社、
928 同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には
929 参加できない。

930 (ア)「令和2年度原子力規制委員会ネットワークシステムの調達に係る追加調査及び支援業務」
931 の受注事業者

932 (イ)「令和3年度原子力規制委員会ネットワークシステムの工程管理支援業務」の受注事業者

933

934 9 再委託に関する事項

935 (1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

936 ア. 本業務請負者は、業務を一括して又は主たる部分「4. 3プロジェクト管理に係る業務」を再委託し
937 てはならない。

938 イ. 本業務請負者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。

939 ウ. 本業務請負者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

940 エ. 再委託先における情報セキュリティの確保については本業務請負者の責任とする。

941 オ. 再委託を行う場合、再委託先が「8. (5)入札制限」に示す要件を満たすこと。

942

943 (2) 承認手続

944 ア. 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託
945 の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約

946 金額等について記載した、別添1「再委託申請書」を原子力規制庁情報システム室に提出し、あら
947 かじめ承認を受けること。

948 イ. 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書
949 面を原子力規制庁情報システム室に提出し、承認を受けること。

950 ウ. 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合(以下「再々委託」と
951 いう。)には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲
952 を書面で報告すること。

953

954 (3) 再委託先の契約違反等

955 再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合
956 には、本業務請負者が一切の責任を負うとともに、原子力規制庁情報システム室は、当該再委託先への
957 再委託の中止を請求することができる。

958

959 10 その他特記事項

960 (1) 前提条件等

961 ア. 本件は、令和3年度の予算成立を条件とする。契約締結日は、本業務に係る令和3年度予算(暫
962 定予算を含む。)が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対す
963 る暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

964 イ. 令和4年1月から4年3月の期間は、原子力規制庁情報システム室の繁忙期に当たるため、職員
965 のプロジェクトへの関与が十分にできなくなる恐れがあることに留意すること。

966 ウ. 本件受注後に調達仕様書(要件定義書を含む。)の内容の一部について変更を行おうとする場合、
967 その変更の内容、理由等を明記した書面をもって原子力規制庁情報システム室に申し入れを行う
968 こと。双方の協議において、その変更内容が軽微(委託料、納期に影響を及ぼさない)かつ許容で
969 きると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって
970 変更を確定する。

971 エ. 本調達の入札者は、支出負担行為担当者が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提
972 出すること。入札に参加した者が、誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、もしくは誓約書に反
973 することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

974

975 (2) 入札公告期間中の資料閲覧等

976 本業務の実施に参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料については、原子力規制庁内に
977 て閲覧可能とする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調
978 整すること。

979

980 ア. 閲覧場所: 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課情報システム室

981 イ. 閲覧期間及び時間: 令和3年2月4日～令和3年2月23日 10時～17時(12時から13時を除く。)

- 982 ウ. 閲覧手続: 閲覧希望者は下記の連絡先に連絡し、「閲覧申込書」及び「守秘義務に関する誓約書」
983 を入手する。閲覧希望日の3営業日前までに、閲覧希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を記
984 載した「閲覧申込書」を提出すること。また、閲覧日当日までに「守秘義務に関する誓約書」を提出
985 すること。
- 986 エ. 閲覧時の注意: 最大5名まで。閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には使用し
987 ないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。原子力規制
988 庁のネットワークに接続しない場合に限り、入札者が用意する PC の利用を可とする。閲覧資料の
989 複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。
- 990 オ. 連絡先: 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課情報システム室
991 電話03-5114-2130

992

993 (3) その他

994 本仕様書について疑義等がある場合は、既定の質問書により質問すること。なお、質問書に対する回
995 答は適宜行うこととする。

996

997 11 附属文書

998 (1) 別紙1 参考資料

999 (2) 別紙2 事業者が閲覧できる資料一覧

1000 (3) 別添1 再委託申請書

1001

1002

以 上

参考資料

No.	資料	備考
1	原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針	https://www.nsr.go.jp/data/000068977.pdf
2	独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律	https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=425AC0000000082
3	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン	https://cio.go.jp/guides#guideline
4	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書	https://cio.go.jp/guides#kaisetusyo
5	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック	https://cio.go.jp/guides#guidebook
6	高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン	https://www.nisc.go.jp/active/general/risk.html
7	公用文作成の要領（昭和27年4月4日内閣閣令第16号内閣官房長官依命通知）	https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kijun/sanko/koyobun/pdf/yorvo_ver02.pdf
8	セキュリティエンジニアリング-ソフトウェア開発者向けのページ	https://www.ipa.go.jp/security/awareness/vendor/software.html
9	環境基本法	https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=405AC0000000091
10	環境物品等の調達の推進を図るための方針	https://www.env.go.jp/press/files/ip/108774.pdf
11	環境物品等の調達の推進に関する基本方針	https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html
12	原子力規制委員会情報セキュリティポリシー	https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf
13	IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト	https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/cclistmetisec2018.pdf
14	IT製品の調達におけるセキュリティ要件リストガイドブック	https://www.ipa.go.jp/security/it-product/guidebook.html
15	著作権法	https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000048
16	予算決算及び会計令	https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322IO00000000165
17	工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について	https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/no080410002.pdf
18	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律	https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=412AC00000000125
19	国と民間企業との間の人事交流に関する法律	https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=411AC00000000224
20	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=338M500000000059
21	原子力規制委員会業務継続計画	https://www.nsr.go.jp/data/000024453.pdf
22	政府情報システムに係るネットワークの再編方針	https://www.soumu.go.jp/main_content/000348747.pdf
23	電子政府推奨暗号リスト	https://www.cryptec.go.jp/list.html
24	『高度標的型攻撃』対策に向けたシステム設計ガイド	https://www.ipa.go.jp/security/vuln/newattack.html
25	常用漢字表	https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kijun/naikaku/pdf/joyokanihyo_20101130.pdf
26	情報システム安全対策基準	https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/eseu03i.pdf
27	産業技術総合研究所の活断層データベース	https://gbank.gsj.jp/activefault/
28	首都直下型地震緊急対策区域	http://www.bousai.go.jp/iishin/syuto/index.html

事業者が閲覧できる資料一覧

No.	資料	備考
0	設計・開発実施計画書	
1	設計・開発実施要領	
2	要件定義書	
3	設計書・基本設計書	
4	設計書・詳細設計書	
5	プロジェクト計画書	
6	開発・構築標準	
7	セキュリティルール	
8	テスト計画書（単体・結合・総合）	
9	単体テスト結果報告書	
10	結合テスト結果報告書	
11	総合テスト結果報告書	
12	ペネトレーションテスト結果報告書	
13	受入テスト結果報告書	
14	性能テスト結果報告書	
15	災対リハーサル結果報告書	
16	総合テスト結果報告書	
17	テスト項目表	
18	移行計画書	
19	移行ガイドライン	
20	移行データ調査結果報告書	
21	移行手順書、移行マニュアル、移行ツール、移行リハーサル計画書	
22	移行ツールテスト結果報告書	
23	移行マニュアル	
24	移行手順書	
25	移行リハーサル結果報告書	
26	移行リハーサル報告書	
27	移行リハーサル計画書	
28	移行結果報告書	
29	データセンタ移行結果報告書	
30	拠点展開スケジュール	
31	拠点展開作業計画書	
32	拠点展開報告（各拠点）	
33	拠点展開チェックシート	
34	DPC-端末展開結果（手順書・配備完了確認書）	

別添 1

35	引継ぎ文書	
36		KDDI-WAN回線
37		Softbank-WAN回線
38	研修用資料	
39	教育結果報告書	
40	ODB登録用シート	
41	運用設計書	
42	保守設計書	
43	中長期運用・保守計画	
44		SLA測定方式書
45		中長期運用・保守設計書
46	運用計画	
47		運用業務フロー
48	保守計画	
49		保守業務フロー
50	運用標準	
51	保守標準	
52	運用実施要領	
53	保守実施要領	
54	各種管理台帳（様式）等	
55	保守手順書、各種マニュアル、チェックリスト	
56	運用手順書、各種マニュアル、チェックリスト	
57		災害発生時フロー
58		運用手順書
59	月次定例報告資料	運用関連資料
60		原子力規制委員会ネットワークシステム
61		解析業務用ネットワークシステム
62		クローズドネットワークシステム
63	年次報告資料	運用関連資料
64		原子力規制委員会ネットワークシステム
65		解析業務用ネットワークシステム
66		クローズドネットワークシステム
【参考資料】		
67	拠点情報一覧	
68	設備設計図書等	
69		本庁舎
70		地方拠点
71	ネットワーク統合に関する資料	
72		解析業務用ネットワークシステム設計図書
73		クローズドネットワークシステム設計図書

別添1

74	既存資産一覧	
75	個別システム関連資料	
76	個別システム一覧	
77	個別システム設計図書	
78	現行のCMSとの連携方式に係る設計図書	
79	現行のデータベース機能に係る設計図書	
80	ラック構成図	

再委託申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
社 名
代表者

契約件名「令和3年度から令和7年度原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務」に関して、再委託をしたく下記のとおり申請いたします。

記

契約件名	
再委託の相手方の住所及び社名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	